

区民の電子複写機等利用に伴う取扱要綱第4条の規定に基づき利用に供する複写機等

(令和2年4月1日総務部長決定)

区民の電子複写機等利用に伴う取扱要綱（平成2年11月1日区長決定）第4条の規定に基づき利用に供する複写機等は、次の各号の場所に設置された複写機等とする。

ただし、総務部長が必要と認めたときは、次の各号以外の場所に設置された複写機等を利用に供することができる。

- 1 本庁舎1階ロビー
- 2 区政資料室
- 3 都市整備部建築指導課内
- 4 消費者センター
- 5 エコポリスセンター
- 6 男女平等推進センター
- 7 旧板橋第三小学校内
- 8 土木部管理課内（A1判乾式普通紙複写機）
- 9 美術館
- 10 郷土資料館
- 11 区立ものづくり研究開発連携センター第一ビル
- 12 都市整備部住宅政策課内